

書 評

瀧澤信彦著『信教の自由』

(信山社、2000年)

藤田 尚則 (創価大学)

本書『信教の自由 — アメリカにおける宗教的自由の法理の形成 —』は、著者が既に出版している『国家と宗教の分離』(早稲田大学出版部、1985年)の姉妹編であり、著者自身が学究生活における研究テーマとして取り組んできた合衆国憲法修正第1条に言う「国教禁止条項」研究並びに「宗教活動自由条項」研究の集大成とも言うべく654頁にも及ぶ大著である。著者が、信教の自由をめぐる諸問題を研究テーマに選んだのは、「良心的兵役拒否」の問題が契機であることは、よく知られるところである。

本書の基本的テーマのひとつは、合衆国憲法修正第1条によって強度に保障されている宗教の自由な実践とかかる権利に対する政府規制の限界の問題に長年に亘って直面してきた合衆国最高裁判所が、いかなる思想と原理に基づいて、いかなる憲法上の価値ないし利益を守ろうとして、いかなる法理ないし規準を形成してきたのかを詳らかにすることにあるが、その射程内には常に「宗教活動自由条項」をめぐる合憲性判断に関する司法審査基準が入っている。

アメリカ合衆国憲法修正第1条は、「合衆国議会は、国教の樹立を規定し、もしくは宗教の自由な活動を禁止する法律……を制定することはできない」と規定しているが、合衆国最高裁判所は、1940年代のエホバの証人 (Jehova's Witness) をめぐる諸事件を皮切りに、宗教の自由な実践領域を拡大化し、60年代以降、*Braunfeld v. Brown* (366 U.S. 599 (1961))、*Sherbert v. Verner* (374 U.S. (1963))、*Wisconsin v. Yoder* (406 U.S. 205 (1972)) 等の各判決で宗教の自由な実践を抑制する法律又は政府行為を審理するために、「厳格審査 (the strict scrutiny)」基準を展開するに至る。

厳格審査基準をめぐって最高裁判所は、宗教の自由な実践の権利を侵害する

とされる政府行為を審理する場合、まず第一に当該行為により負担を課されていると主張される実践が実際に宗教的であるか否かを決定しなければならないとし、第二に権利主張者は、政府行為が宗教に負担を課す結果になることを立証しなければならないとする。第三に政府は、当該政府行為が「やむにやまれぬ政府利益 (compelling governmental interest)」に役立つことを立証することによって宗教に課される負担を正当化しなければならず、そして当該政府行為は、政府利益を満たすために有効な「最小限の制約的手段 (the least restrictive means)」でなければならない。しかし、政府利益がやむにやまれぬものであり、より制約的でない手段が有効でない場合、「最も高度の (the highest order)」という利益のみが宗教の自由な実践の権利主張を凌駕すると判示してきている。

しかしながら、合衆国最高裁判所は、1990年のEmployment Division, Department of Human Resources v. Smith (494 U.S. 872 (1990)) および1993年のChurch of the Lukumi Babalu Aye, Inc. v. City of Hialeah (494 U.S. 520 (1993)) を通して、厳格審査基準を放棄し、宗教活動自由条項に関する審査基準の再定式化を試みるにいたるのである。

*Smith*判決の法理は、宗教の自由な実践の権利は、個人の一般的に適用される有効且つ中立的法律の遵守義務を当該法律が個人の宗教が命ずるところの実践を禁止しているということを理由に免除するものではない、とすることによって厳格審査基準、就中「やむにやまれぬ政府の利益」テストを放棄するものである。当該法理は、宗教の自由な実践の憲法上の保障問題を審理するに際して、宗教的行為を規制する法律を、宗教的行為を意図的に規制する目的をもつ法律と宗教に中立的な法律とに二分し、前者に関しては「やむにやまれぬ政府の利益」テストが適用され、後者に関しては厳格審査基準は最早適用されないのみならず、当該規制の合憲性は精査されるまでもなく、それ自体でおおよそ合憲とされるところとする。

1993年、合衆国議会は、「宗教的自由回復法 (Religious Freedom Restoration Act of 1993 (RFRA))」を制定し、「やむにやまれぬ利益テストを復活させること並びに宗教の自由な実践に実質的に負担を課すすべての場合

に、当該テストの適用を保障すること」と規定することによって、制定法上、*Smith*判決の法理を否定し、厳格審査基準を復活させたのであった。

しかし、合衆国最高裁判所は、1997年のCity of Boerne v. Flores (521 U.S. 507 (1997)) でRFRAが合衆国政府のみならず州政府にも適用される点に着目し、同法は合衆国憲法修正第14条第5節にいう「執行」条項に基づく連邦権限を踰越するものであるとして違憲無効であると判示するとともに、宗教活動自由条項に関する司法審査基準として*Smith*判決の法理を展開したのである。

本書は、第一部「宗教的自由の憲法保障の法理」、第二部「宗教的自由の憲法保障の限界」の二部から構成され、第一部で取り上げられているテーマは、宗教教義の実践と刑事法、国旗敬礼問題、安息日遵守問題、宗教と義務教育制度問題、良心的兵役拒否の問題といったこれまで合衆国最高裁判所で争われた「宗教活動自由条項」をめぐる争われた諸事件が詳論されている。

第二部では第一部で取り扱った個々の事件の分析に立った上で、厳格審査基準の形成、当該審査基準の後退、一般法適用免除の判例法理、宗教的中立性の原則等に関し、極めて緻密な判例分析が、合衆国最高裁判所設置以来、同裁判所が審理したほとんどすべての事件を射程に入れて論じられている労作である。

また最高裁判決の分析にあたって、単に憲法学的観点からの法律論的分析にとどまるのではなく、諸判決が導き出されるにいたるアメリカ社会の宗教的、文化的、政治的、社会的諸状況をも視野に入れて論じられている点が刮目される点である。

更に、本書では「宗教活動自由条項」研究にとって主要なテーマとされる教会の自律権の尊重とその限界に関して、合衆国最高裁判所における判例法の形成過程の分析が試みられている点においても注目すべき書である。